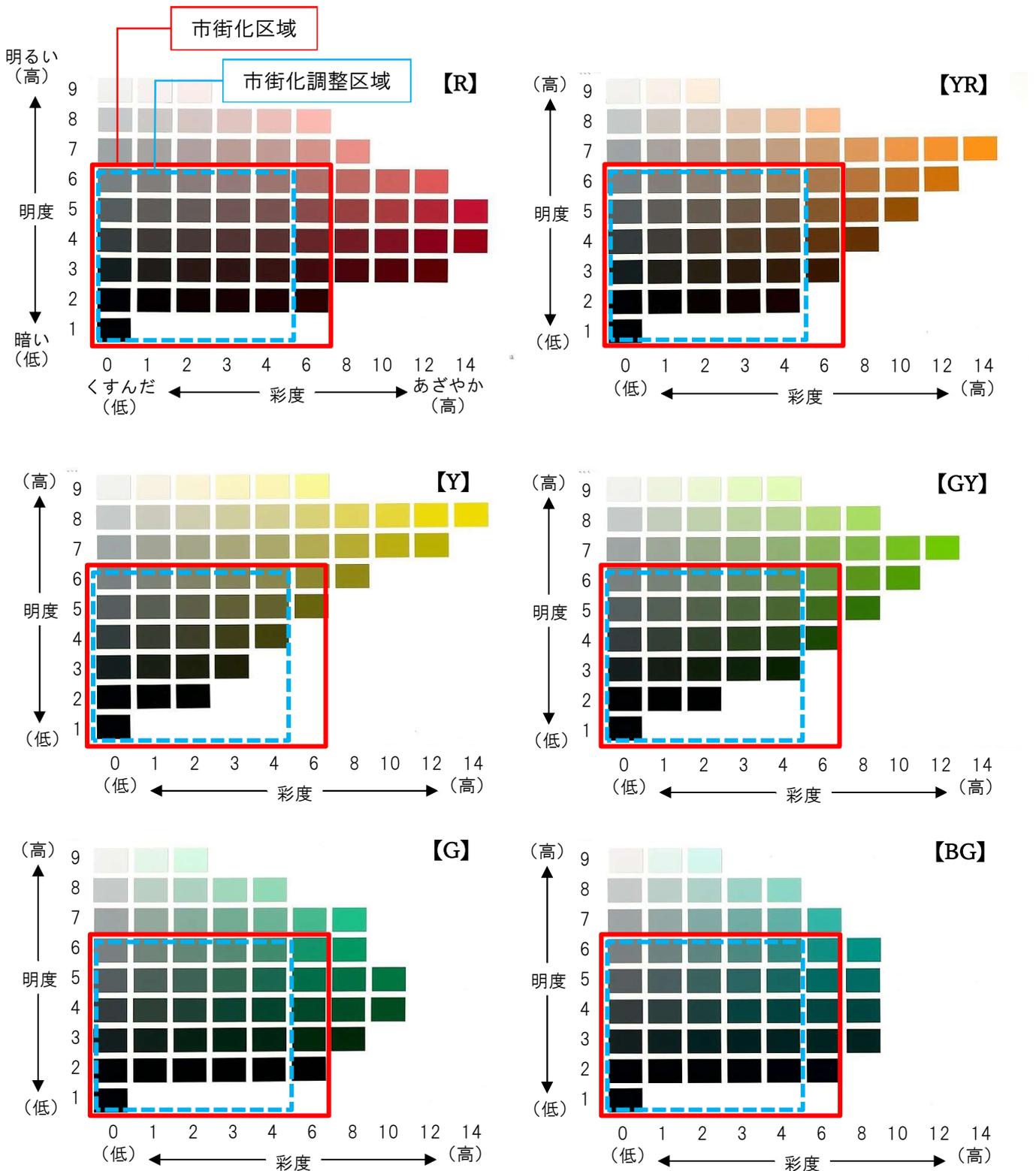
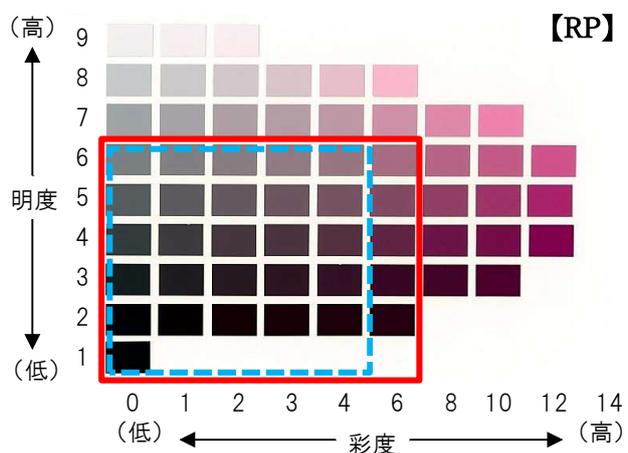
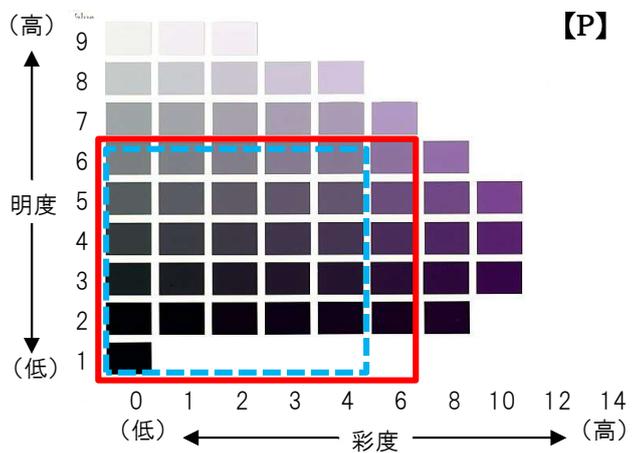
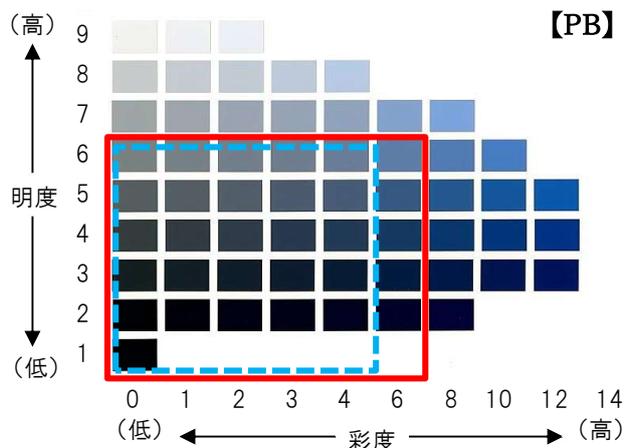
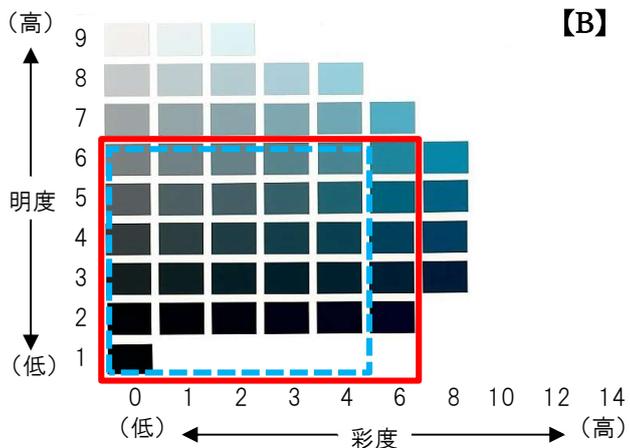


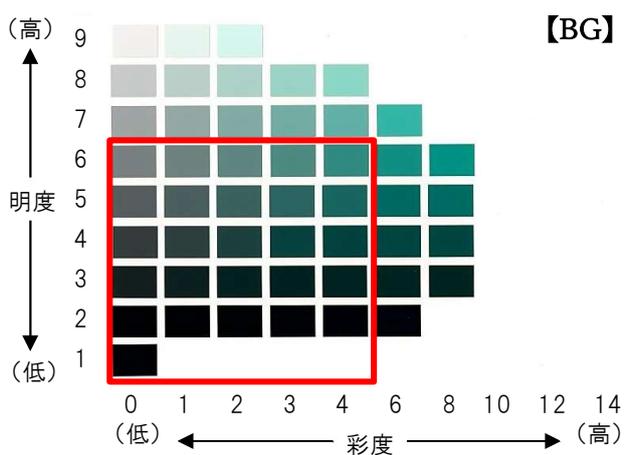
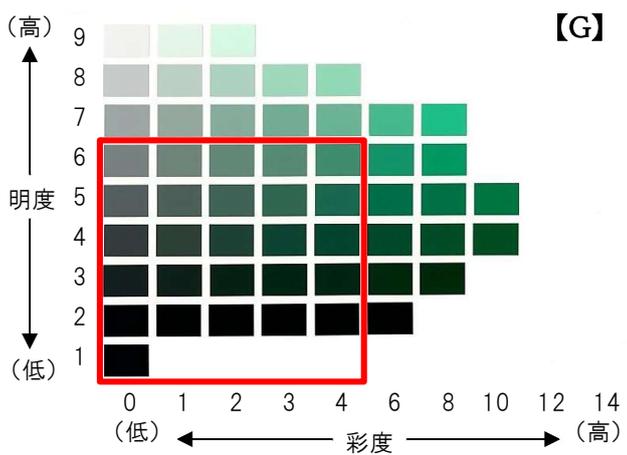
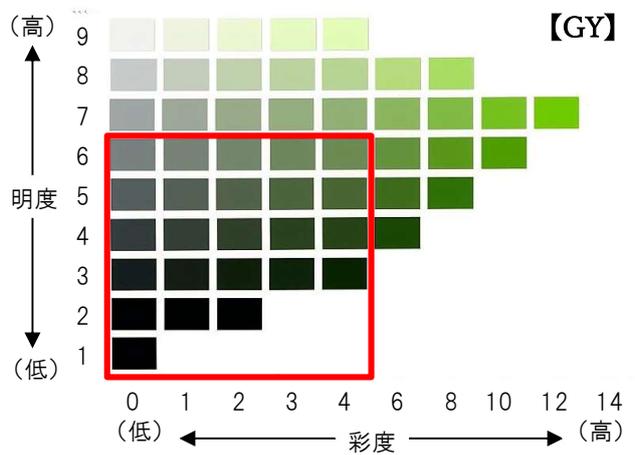
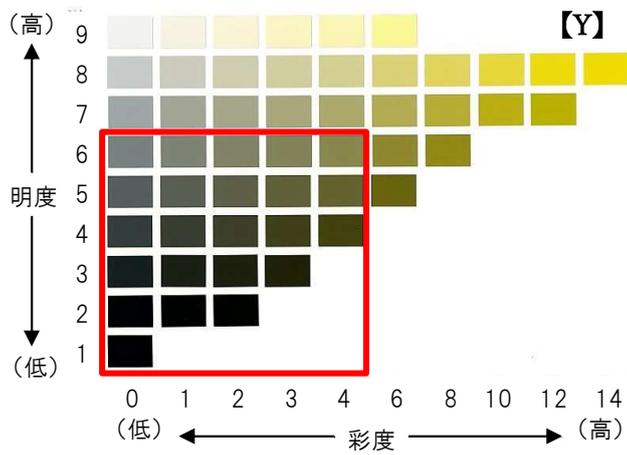
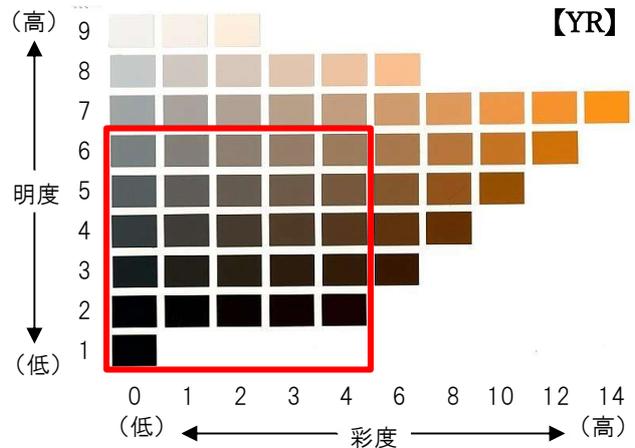
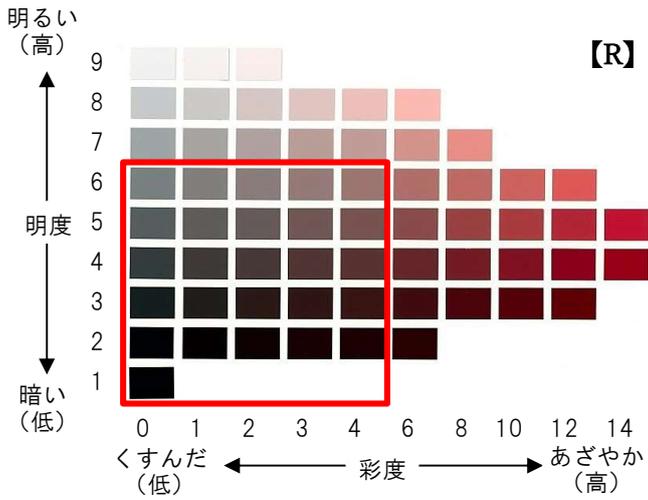
資料-3. 景観形成基準の色見本 (マンセル色相別カラーチャートベース)

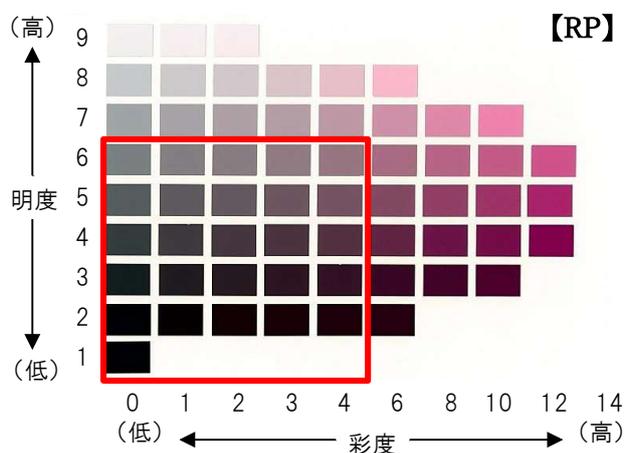
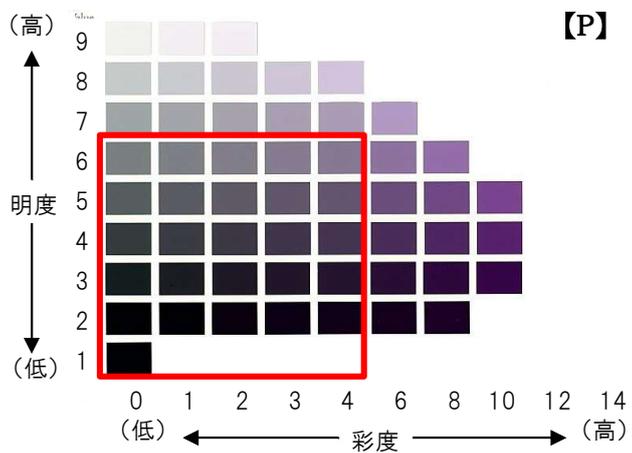
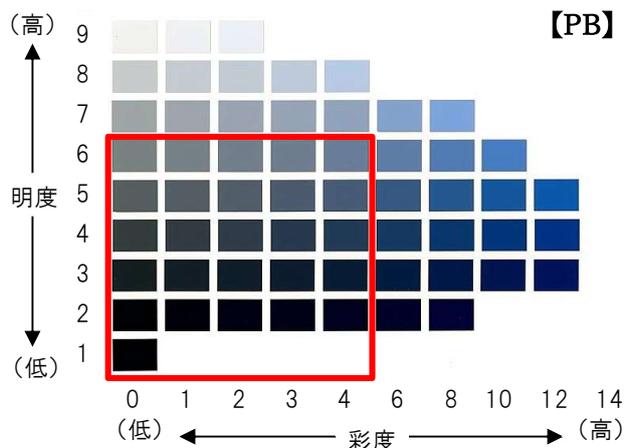
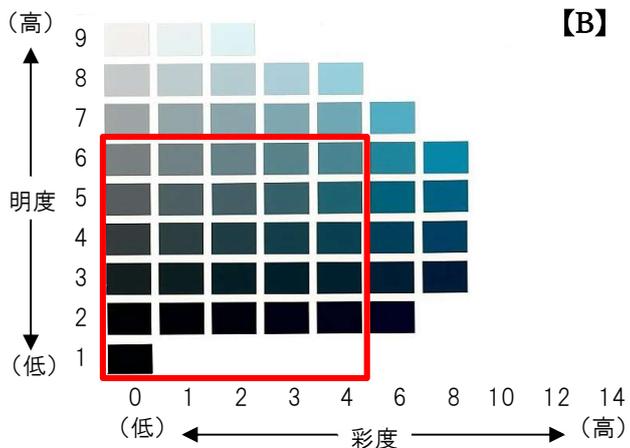
資料-3-1. 景観計画区域全体 (重点地区を除く。) に係る景観形成基準の色見本



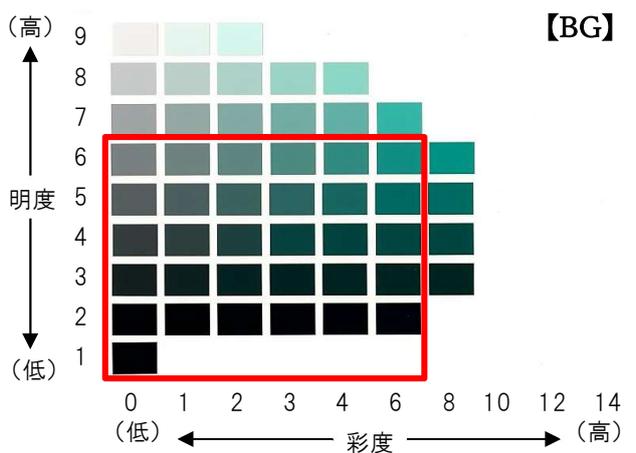
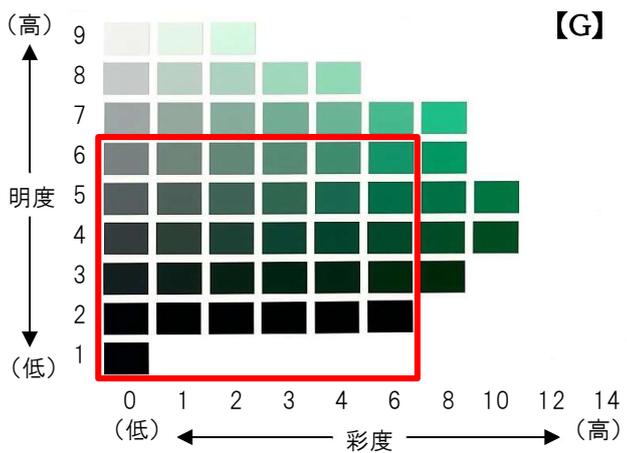
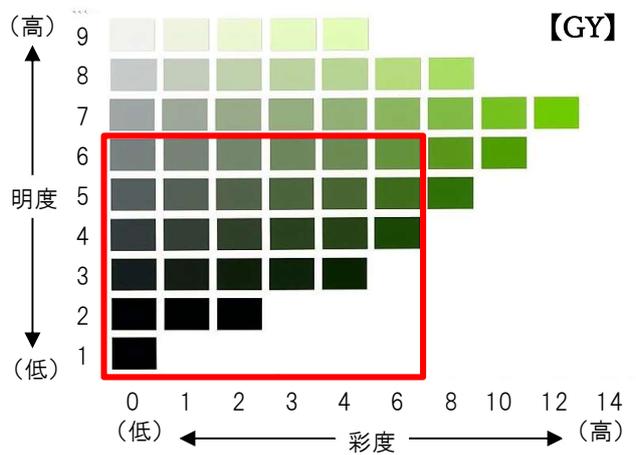
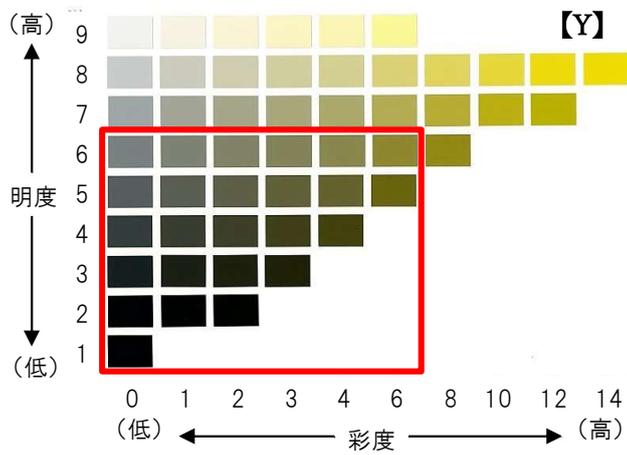
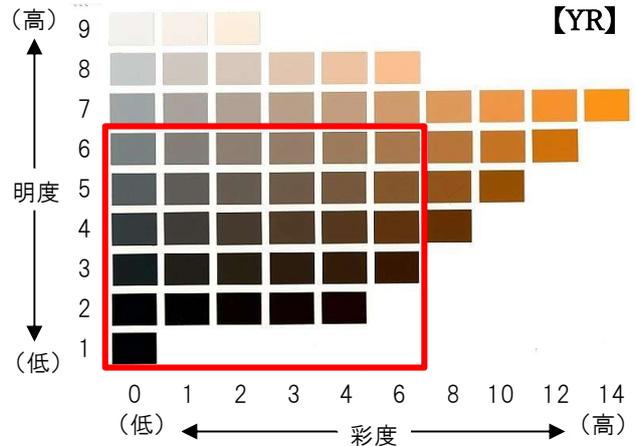
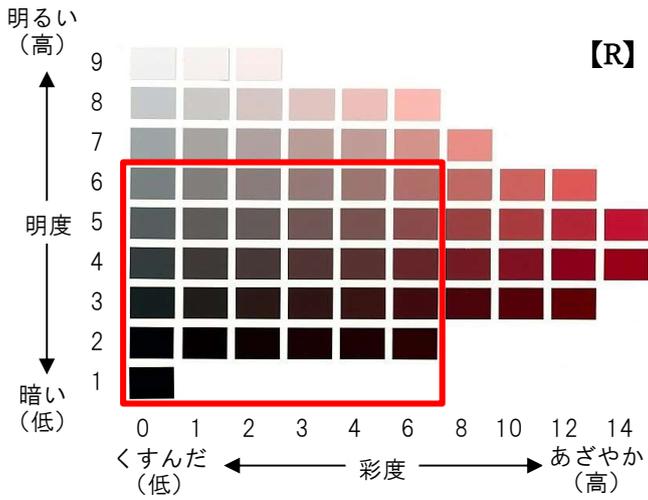


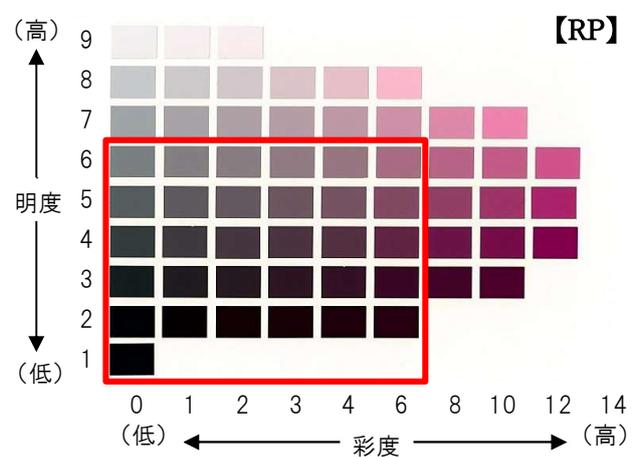
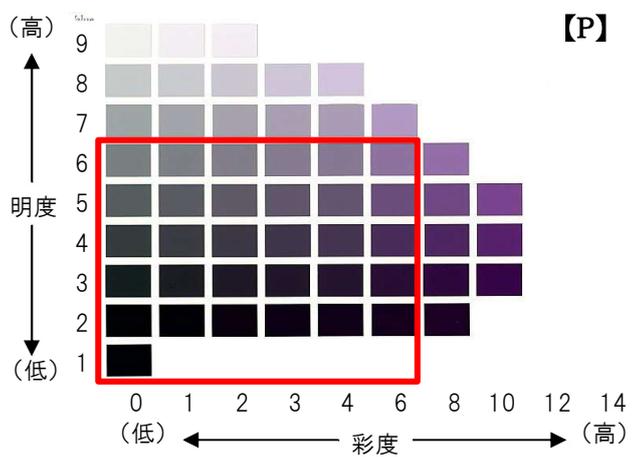
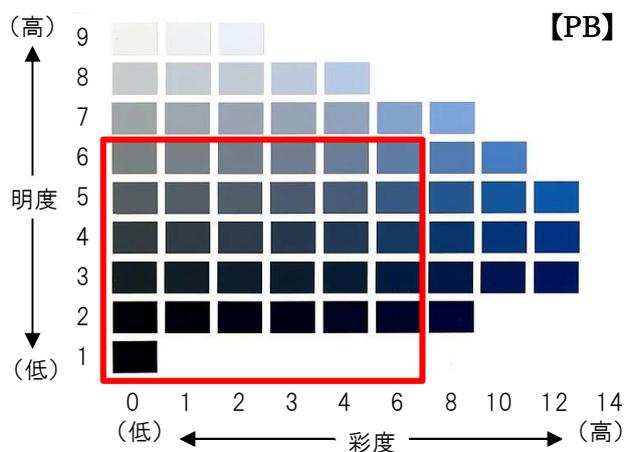
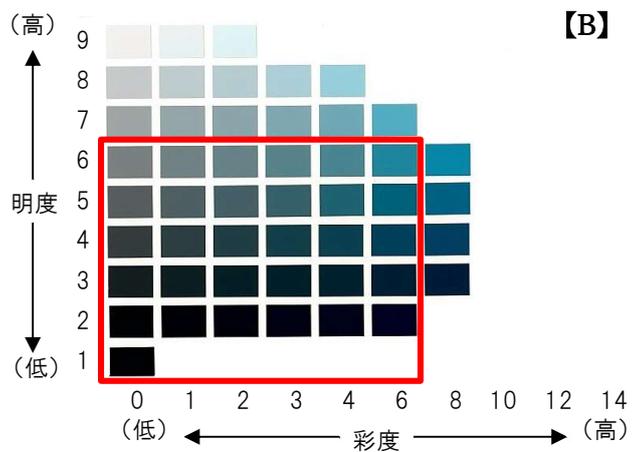
資料-3-2. 景観形成真壁重点地区・景観形成磯部重点地区に係る景観形成基準の色見本





資料- 3 - 3. 景観形成大和駅北重点地区に係る景観形成基準の色見本





資料-4. 桜川市の公共空間における良好な景観の形成に関するガイドライン

1. 本ガイドラインの位置付け

道路、河川、公園等の公共空間が視界に占める比率は大きく、主要な景観要素のひとつであるといえます。これらの公共空間における良好な景観の形成に当たっては、法規制によらずとも相手方の任意の協力が期待されることから、景観法第8条第1項に規定する景観計画とは別に、公共空間における良好な景観の形成に関するガイドラインを定め、各行政機関の参考に供することが合理的であると考えられます。

このようなことから、本ガイドラインは、「桜川市景観計画」及び茨城県景観形成条例第15条第1項の規定による「公共事業等景観形成指針」との整合を図りつつ、公共空間における良好な景観の形成に関する基本的な考え方や配慮すべき事項をとりまとめたものです。

2. 本ガイドラインの対象

景観法は、第2条に定める基本理念において、良好な景観が国民共有の資産であることを明確に位置付けるとともに、第3条及び第4条において、国及び地方公共団体が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することを規定しています。

また、前述のとおり、道路、河川、公園等の公共空間が視界に占める比率は大きく、地域における景観の形成に大きな影響を与えるものであることから、各行政機関は、公共空間の整備に当たり、率先して良好な景観の形成に取り組んでいく必要があるといえます。

したがって、本ガイドラインの対象は、桜川市の区域において、公共空間の整備・維持・管理を行う全ての行政機関とします。

3. 本ガイドラインの運用と解釈

公共空間の整備に当たって重要な要素としては、大きく安全性・機能性・環境性・社会性・経済性の5つの要素があるといわれています。

これらのうち最も重要な要素が安全性の確保であることはいうまでもありませんが、道路における交通機能や河川における治水・利水機能などのように、行政目的の達成が安全性の確保に直結する場合、機能性の確保は、安全性の確保と同義であるといえます。

したがって、公共空間における良好な景観の形成に関しては、安全性の確保とこれに関連する機能性の確保を優先しつつ、これらに支障のない範囲で、他の要素との両立ないしバランスについて検討すべきであると考えられます。

特に、近年の厳しい財政事情を受けて、公共空間の整備に当たっては、高い経済性が求められる傾向にあることから、構想段階で明確なコンセンサスを設定し、随時完成予想図を公表するなど、市民のコンセンサスを得るためのきめ細かなプロセスを経ることが望ましいと考えられます。

また、如何に優れたデザインであっても、適切な維持・管理が行き届かない施設は、中・長期的に見れば良好な景観を形成し得ないことから、公共空間の整備に当たっては、将来的な維持・管理上の都合を十分考慮すべきであると考えられます。

上記のほか、本ガイドラインの解釈は、各行政機関の責任においてなされるべきものですが、必要に応じて、市の景観法主管課に協議することを妨げるものではありません。

4. 公共空間における良好な景観の形成に関する基本的な考え方

茨城県桜川市

令和4年4月1日

桜川市の公共空間における良好な 景観の形成に関するガイドライン

公共空間における良好な景観の形成に関し配慮すべき事項は、その公共空間の属性によって大きく異なります。

例えば、道路や河川のような線的な景観要素については、基本的に、周囲の景観要素との調和に配慮しつつ、地域の風致を引き立たせるような景観の形成に主眼を置くべきですが、一方で、公園や公共建築物のような面的・点的な景観要素については、それ自体が地域のシンボル又はランドマークとして、周囲の景観要素を牽引する先導的な役割を果たすことも考えられます。

したがって、本ガイドラインでは、公共空間の属性別に良好な景観の形成に関し配慮すべき事項を整理し、簡潔かつ明瞭に示すこととします。

5. 公共空間の属性別における良好な景観の形成に関し配慮すべき事項

(1) 道路

① 心得

道路は、多くの人々が行き交う視点を形成するとともに、それ自体が景観の軸となるものです。したがって、道路の整備に当たっては、交通安全の安全確保を優先しつつ、周囲の景観要素との調和に配慮し、地域の風致を引き立たせるような沿道景観の創出を心掛ける必要があります。

② のり面

のり面の造成に当たっては、できる限り勾配を緩やかにとり、圧迫感の軽減に努めてください。また、のり面が長大となるときは、周辺植生に配慮した緑化等の修景を施すよう努めてください。

③ 擁壁

擁壁の設置に当たっては、できる限り自然地形を活かし、長大なものとならないよう努めてください。やむを得ず擁壁が長大となるときは、単調で無機質な圧迫感を軽減するため、できる限り意匠の工夫に努めてください。

④ 標識・照明施設

標識・照明施設の設置に当たっては、設置沿道、街区等一定のまとまりを単位とする形態意匠の統一に努めてください。

標識は、できる限り整理・統合し、設置数及び設置場所の抑制に努めてください。

照明施設のうち交通広場等主要な場所に設けるものについては、地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材をアクセント的に取り入れた意匠を施すなど、地域の風致を特徴づける演出に努めてください。

⑤ 電柱・キュービクル

駅前通り等主要な街路については、無電柱化を検討してください。

また、無電柱化に伴って必要となるキュービクルは、できる限り見えにくい場所に設けるよう努め、それが叶わないときは、できる限り目かくし等の修景を施すよう努めてください。

⑥ 街路樹

街路に連続する余剰地が生じるときは、植樹帯の設置を検討してください。

街路樹の植樹に当たっては、周辺植生に配慮しつつ、日射による高温を和らげる機能をはじめとする多面的機能の効果と、将来的な維持・管理上の都合を十分考慮し、適切な樹種の選定と樹木の配置に努めてください。

⑦ モニメント類

交通広場等主要な場所に余剰地が生じるときは、モニメント類の設置を検討してください。

モニメント類の設置に当たっては、地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材を使用するなど、地域のシンボル又はランドマークとしての演出に努めてください。

また、モニメント類の周辺にはベンチ等の街路備品を設け、歩行者の憩いの場となるよう配慮してください。

(2) 橋梁

① 心得

橋梁は、橋上が周囲を展望する視点を形成するとともに、それ自体が点的な景観要素、即ち固有の景観資源となり得るものです。

したがって、橋梁の整備に当たっては、交通安全の安全確保を優先しつつ、地域のシンボル又はランドマークとしての景観の創出を心掛ける必要があります。

② 橋本体

大規模な橋梁の整備に当たっては、橋本体に展望スペースの整備を検討してください。

また、形態意匠については、周囲の景観要素との連続性を意識しつつ、周辺の自然環境、歴史的背景等地域の特色を反映した個性的なものとするよう努めてください。

③ 高欄(欄干)

高欄(欄干)の形態意匠については、橋本体との調和に配慮しつつ、地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材をアクセント的に取り入れるなど、地域の風致を特徴づける演出に努めてください。

④ 橋詰

橋詰の形態意匠については、橋本体及び高欄との調和に配慮してください。

また、橋詰に広場を設けるときは、あわせて展望スペースの整備を検討してください。

⑤ 標識・照明施設

標識・照明施設の設置に当たっては、形態意匠の統一に努めてください。

標識は、できる限り整理・統合し、設置数及び設置場所の抑制に努めてください。

照明施設のうち展望スペース、橋詰広場等主要な場所に設けるものについては、地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材をアクセント的に取り入れた意匠を施すなど、地域の風致を特徴づける演出に努めてください。

(3) 河川

① 心得

河川は、人工物として治水・利水面で重要な機能を発揮する一方、動植物の生息環境としても重要な役割を果たしており、生物多様性を通じて、流域の風土に定じた良好な景観を形成しています。

したがって、河川の整備に当たっては、治水・利水機能の確保を優先しつつ、周囲の景観要素及び周辺の自然環境との調和に配慮し、潤いと親しみのある河川景観の創出を心掛ける必要がありま

② 護岸工事・高水敷の整備

護岸工事・高水敷の整備に当たっては、周囲の景観要素との調和に配慮しつつ、生物多様性の保全と親水機能の確保に努めてください。

能をはじめとする多面的機能の効果と、将来的な維持・管理上の都合を十分考慮し、適切な樹種の選定と樹木の配置に努めてください。

⑧ **遊具・休憩施設**
遊具・休憩施設の整備に当たっては、周囲の景観要素との調和に配慮しつつ、地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材を使用するなど、地域の風致を特徴づける演出に努めてください。

(5) 公共建築物

① **心得**
公共建築物のうち市役所・公民館・学校等については、多くの人々が交流する視点を形成するとともに、それ自体が点的な景観要素、即ち固有の景観資源となり得るものですが、一方で、上下水道・農業集落排水の付属建築物等については、地域のシンボルとなることには馴染みません。したがって、公共建築物の整備に当たっては、安全性の確保を優先しつつ、その役割に応じた良好な景観の創出を心掛ける必要があります。

② **建築物本体・建築設備**
市役所、公民館、学校等の建築物本体・建築設備における形態意匠、高さの制限等及び壁面の位置の制限等に関し配慮すべき事項については、松川市景観計画第6章に定める景観形成基準の例に準じてください。この場合において、同景観形成基準中「木材、石材等地域における風致に馴染む素材」とあるのは「地元産出の木材、石材等地域における風致に馴染む素材」と読み替えてください。

上下水道・農業集落排水の付属建築物等については、周囲の景観要素との調和に配慮し、地域の風致を引き立たせるよう努めてください。

③ **土地の造成**
土地の造成に当たっては、できる限り自然地形を活かし、原植生を維持するよう努めてください。この場合において、のり面が生じるときは、できる限り勾配を緩やかにとり、長大なものとならないよう努め、それが叶わないときは、原植生に配慮した緑化等の修景を施すよう努めてください。

④ **擁壁**
擁壁の設置に当たっては、できる限り自然地形を活かし、長大なものとならないよう努めてください。やむを得ず擁壁が長大となるときは、単調で無機質な圧迫感を軽減するため、意匠の工夫は目かくし等の修景を施すよう努めてください。

⑤ **門扉・防護柵**
門扉・防護柵の設置に当たっては、形態意匠の統一に努めてください。市役所、公民館、学校等の門扉・防護柵については、材料の選定に当たっては、地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材を使用するなど、地域の風致を特徴づける演出に努めてください。

⑥ **標識・照明施設**
標識・照明施設の設置に当たっては、形態意匠の統一に努めてください。標識は、できる限り整理・統合し、設置数及び設置場所の抑制に努めてください。照明施設のうち市役所、公民館、学校等の主要な場所に設けるものについては、地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材をアクセント的に取り入れた意匠を施すなど、地域の風致を特徴づける演出に努めてください。

③ **親水施設**
親水施設の整備に当たっては、周囲の景観要素との調和に配慮しつつ、階段・防護柵に地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材を使用するなど、地域の風致を特徴づける演出に努めてください。

④ **水門・樋門**
水門・樋門の形態意匠については、周囲の景観要素との調和に配慮してください。

⑤ **砂防堰堤**
長大な砂防堰堤を設けるときは、単調で無機質な圧迫感を軽減するため、できる限り意匠の工夫に努めてください。

(4) 公園・緑地

① **心得**
公園・緑地は、レクリエーション施設として多くの人々が集う視点を形成するとともに、それ自体が面的な景観要素、即ち固有の景観資源となり得るものです。したがって、公園・緑地の整備に当たっては、安全性の確保を優先しつつ、地域のシンボル又はランドマークとしての景観の創出を心掛ける必要があります。

② **土地の造成**
土地の造成に当たっては、できる限り自然地形を活かし、原植生を維持するよう努めてください。この場合において、のり面が生じるときは、できる限り勾配を緩やかにとり、長大なものとならないよう努め、それが叶わないときは、原植生に配慮した緑化等の修景を施すよう努めてください。

③ **擁壁**
擁壁の設置に当たっては、できる限り自然地形を活かし、長大なものとならないよう努めてください。やむを得ず擁壁が長大となるときは、単調で無機質な圧迫感を軽減するため、意匠の工夫は目かくし等の修景を施すよう努めてください。

④ **防護柵**
防護柵の設置に当たっては、形態意匠の統一に努めてください。また、材料の選定に当たっては、地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材を使用するなど、地域の風致を特徴づける演出に努めてください。

⑤ **標識・照明施設**
標識・照明施設の設置に当たっては、形態意匠の統一に努めてください。標識は、できる限り整理・統合し、設置数及び設置場所の抑制に努めてください。照明施設のうち集会広場等主要な場所に設けるものについては、地元産出の木材、石材等地域に馴染む素材をアクセント的に取り入れた意匠を施すなど、地域の風致を特徴づける演出に努めてください。

⑥ **電柱・キュービクル**
公園・緑地の区域内については、無電柱化を検討してください。また、無電柱化に伴って必要となるキュービクルは、できる限り見えにくい場所に設けるよう努め、それが叶わないときは、できる限り目かくし等の修景を施すよう努めてください。

⑦ **樹林地**
樹林地は、できる限り原植生を維持するよう努めてください。新たな樹木の植樹に当たっては、原植生との調和に配慮しつつ、日射による高温を和らげる機

⑦ 樹林地

樹林地は、できる限り原植生を維持するよう努めてください。

新たな樹木の植樹に当たっては、原植生との調和に配慮しつつ、日射しによる高温を和らげる機能をはじめとする多面的機能の効果と、将来的な維持・管理上の都合を十分考慮し、適切な樹種の選定と樹木の配置に努めてください。

⑧ 電柱・キュービクル

市役所、公民館、学校等の敷地内については、無電柱化を検討してください。

また、無電柱化に伴って必要となるキュービクルは、できる限り見えにくい場所に設けるよう努め、それが叶わないときは、できる限り目かくし等の修景を施すよう努めてください。

(6) その他の公共空間

上記(1)から(5)までに定めるもののほか、公共空間における良好な景観の形成に関し配慮すべき事項は、桜川市景観計画第6章に定める景観形成基準の例に準じてください。

6. 景観法上の施策との整合

(1) 景観重要建築物等の尊重

公共空間の整備に当たり、その影響が及ぶ範囲内に景観法第19条第1項に規定する景観重要建築物又は同法第28条第1項に規定する景観重要樹木が存在するときは、当該景観重要建築物又は景観重要樹木の保全に努めるとともに、当該景観重要建築物又は景観重要樹木が公共空間における良好な景観の形成に関し先導的な役割を果たすシンボル又はランドマークとなるよう配慮してください。

やむを得ず当該景観重要建築物又は景観重要樹木を移転又は移植するときは、公共空間における良好な景観の形成に関し先導的な役割を果たすシンボル又はランドマークとして相応しい位置に建築又は植樹をするよう努めてください。

(2) 景観協定の尊重

公共空間の整備に当たり、その影響が及ぶ範囲内に景観法第81条第2項第1号に規定する景観協定区域が存在するときは、できる限り早い段階から協定当事者である住民との間で意見交換等を行い、当該景観協定の目指す良好な景観と齟齬なく公共空間における良好な景観の形成が図られるよう十分配慮してください。

桜川市景観計画

策定年月日 | 令和4年4月1日

発行 | 桜川市 〒309-1293

茨城県桜川市羽田1023番地

TEL 0296-58-5111 (代表)

URL <http://www.city.sakuragawa.lg.jp>

編集 | 建設部都市整備課都市政策（都市計画）担当



茨城県桜川市